		⑶　ギヤボックス ⑷　ロッド及びアーム類 ⑸　かじ取り車輪 ⑹　パワーステアリング装置（油圧倍力装置を含む。）	別表第１の「1.5　下部走行体（トラック式のものに限る。）」の検査方法及び判定基準を適用すること。
		⑺　アーティキュレート機構	別表第２の「2.2　トラクター・ショベル（ホイール式のものに限る。）」の検査方法及び判定基準を適用すること。
5.2.6 制動装置			この表の「5.1　ロードローラー及びタイヤローラー」の検査方法及び判定基準を適用すること。
5.2.7 作業装置	⑴　散水装置	a　ポンプ駆動装置（電動式のものに限る。） b　散水ポンプ c　散水タンク d　散水フィルター e　ホース、パイプ及びコック類	この表の「5.1　ロードローラー及びタイヤローラー」の検査方法及び判定基準を適用すること。
	⑵　泥よけ装置 ⑶　マットブラシ		この表の「5.1　ロードローラー及びタイヤローラー」の検査方法及び判定基準を適用すること。
5.2.8 油圧装置	⑴　作動油タンク ⑵　フィルター ⑶　配管（ホース類、高圧パイプに限る。） ⑷　油圧ポンプ ⑸　ＨＳＴ用ポンプ付属弁 ⑹　油圧モーター ⑺　油圧シリンダー ⑻　方向制御弁 ⑼　圧力制御弁 ⑽　流量制御弁 ⑾　逆止め弁 ⑿　オイルクーラー		別表第１の「1.2　油圧装置」の検査方法及び判定基準を適用すること。
5.2.9 操作装置 5.2.10 安全装置 5.2.11 車体関係			この表の「5.1　ロードローラー及びタイヤローラー」の検査方法及び判定基準を適用すること。
5.2.12 総合テスト		走行及び各作業装置の操作を行い、機能することを確認し、異常振動、異音及び異常発熱の有無を調べる。	各装置が正常に機能し、かつ、異常振動、異音及び異常発熱がないこと。

別表第６　コンクリート打設用機械

6.1　コンクリートポンプ車

検査対象の構造及び装置			検　査　方　法	判　定　基　準
6.1.1 原動機	ディーゼルエンジン		別表第１の「1.1.1　ディーゼルエンジン」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
6.1.2 動力伝達装置 6.1.3 走行装置 6.1.4 操縦装置 6.1.5 制動装置	下部走行体（トラック式のものに限る。）		別表第１の「1.5　下部走行体（トラック式のものに限る。）」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
6.1.6 作業装置	⑴　ブーム装置	a　ブーム	①　全伸長させて全体の曲がり及び長手方向のねじれの有無を調べる。	①　ブームの全長にわたって上下及び左右に著しい曲がりがなく、かつ、著しいねじれがないこと。
			②　打痕及び局部的なへこみ並びに溶接部の亀裂及び損傷の有無を調べる。 亀裂の存在が疑われる場合は探傷器等で調べる。	②　著しい打痕及びへこみ並びに溶接部の亀裂及び損傷がないこと。
		b　リンク、ピン及び抜け止めボルト	①　亀裂及び損傷の有無を調べる。 亀裂の存在が疑われる場合は探傷器等で調べる。	①　亀裂及び損傷がないこと。
			②　屈伸させ、及び旋回させて各連結のがたの有無を調べる。	②　著しいがたがないこと。